



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 25 日 (金)
第 8 2 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (89) (くらしの安心推進課) 2 建築士法による指定登録機関の指定 (90) (住宅政策課) 2 建築士法による指定事務所登録機関の指定 (91) (〃) 2 種畜証明書の交付 (92) (畜産課) 3 ブルセラ病検査等の実施 (93) (〃) 3 国土調査の成果の認証 (94) (農地・水保全課) 5 県道の区域の変更 (95) (道路企画課) 6 県道の供用の開始 (96) (〃) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (97) (西部総合事務所福祉保健局) 7 指定居宅介護支援事業者の廃止 (98) (〃) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (防災チーム) 7 一般競争入札の実施 (河川課) 10 一般競争入札の実施 (病院局総務課) 13

告 示

鳥取県告示第89号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間
平成23年4月1日（金）から平成24年3月30日（金）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第90号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定による指定登録機関の指定をしたので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定登録機関の名称及び住所
社団法人鳥取県建築士会
鳥取市田園町三丁目375
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
鳥取市田園町三丁目375
- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
平成23年4月1日

鳥取県告示第91号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定による指定事務所登録機関の指定をしたので、同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人鳥取県建築士事務所協会
鳥取市西町二丁目102

- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
鳥取市西町二丁目102
- 3 事務所登録等事務の開始の日
平成23年4月1日

鳥取県告示第92号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平22 鳥取県臨 第4号	勝安桜2	黒毛 和種	平成21年 12月11日	鳥取市	勝安波（黒 13660）	まつざくら（黒 原1271663）	2級	東伯郡琴浦町 鳥取県農林総 合研究所畜産 試験場
平22 鳥取県臨 第5号	安福2010	〃	平成22年 1月3日	日野郡 日野町	安福2002（黒 13528）	ふくこ（黒原 1303328）	〃	〃
平22 鳥取県臨 第6号	百合白清 2	〃	平成22年 1月23日	東伯郡 琴浦町	百合茂（黒原 4086）	みどり（黒原 1311663）	〃	〃

鳥取県告示第93号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蛆病の発生を予防し、及び予察するため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村及び八頭郡佐治村の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡家町の区域に限る。）及び若桜町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の東伯郡関金町の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡泊村の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤碓町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び江府町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成23年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の気高郡気高町及び鹿野町並びに八頭郡用瀬町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡八東町の区域に限る。）及び智頭町、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の倉吉市の区域に限る。）、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡羽合町の区域に限る。）及び北栄町（平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。）並びに日野郡日野町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後 365 日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成23年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成23年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ 搾乳の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

オ 種付の用に供し、又は供する目的で県外へ移出しようとする雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

カ ウからオまでに掲げる牛以外の牛で、平成23年4月1日以降に放牧する目的で県外へ移出しようとする、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

キ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

ウ 競技の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬及びこれと同一施設内で飼育している馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん（飼養羽数100羽以上、だちょうの場合は10羽以上の農場に限る。）

(10) 腐蛆病検査

みつばち

4 実施の期日

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法（スクリーニング法及びエライザ法）又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法（エライザ法）

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

(10) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第94号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

琴 浦 町	平成20年度及び 平成21年度	琴浦町（大字倉坂、大字 大杉及び大字福永の各一 部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字倉坂、大 字大杉及び大字福永 の各一部	平成23年2月25日
-------	--------------------	---	--------------------------------	------------

鳥取県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年2月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯関金線	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字鋤字七窪田570-1地先まで	変更前	6.5~34.0	2,881.0
		変更後	12.0~44.0	3,083.0
倉吉東伯線	東伯郡琴浦町大字上伊勢字神子田126地先から 同町大字下伊勢字往還端510-1地先まで	変更前	8.0~16.0	233.0
		変更後	13.0~27.0	233.0
福永由良線	東伯郡琴浦町大字鋤字屋敷257-6地先から同 大字字七窪田570-1地先まで	変更前	11.0~29.0	325.0
		変更後	11.0~43.0	325.0

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	変更前	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字光好字石田井449地先まで	6.5~35.8	3,186.0
		東伯郡琴浦町大字浦安字北島140-2地先から 同町大字光好字石田井439-2地先まで	12.0~44.0	3,612.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から 同町大字光好字石田井449地先まで	12.0~44.0	3,660.0

鳥取県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年2月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字浦安字北島408-8地先から同町大字光好 字石田井449地先まで	平成23年2月27日

倉吉東伯線	東伯郡琴浦町大字上伊勢字神子田126地先から同町大字下伊勢字往還端510-1地先まで	〃
福永由良線	東伯郡琴浦町大字鋤字屋敷257-6地先から同大字字七窪田570-1地先まで	〃

鳥取県告示第97号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原八丁目7-30	ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	居宅介護、重度訪問介護	平成23年1月30日

鳥取県告示第98号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
医療法人元町病院	指定居宅介護支援事業所花の里	境港市上道町1959-1	平成23年2月10日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ防振装置改修業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年9月30日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成23年2月25日（金）から同年3月23日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（その資格区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検であるものに限る。以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。

なお、競争入札参加資格を新たに取得して本件入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年3月4日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成23年2月25日（金）から同年3月23日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2以上の者により自主的に結成され、代表者が設定されていること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の最も大きい者が代表者となり、出資比率が同じ場合はいずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

3 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

本件入札への参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を4の(1)の場所に平成23年3月11日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において電子入札によるときは、電子証明書が必要となる。

(2) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成23年2月25日（金）から同年3月11日（金）までの間に、インターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、平成23年2月25日（金）から同年3月11日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時（3月11日にあつては、正午）までの間に、4の(1)の場所で直接交付する。

(3) 入札方法

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 紙入札による場合は、郵便等による入札も可とする。この場合においては、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、4の(1)の場所に送付すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札による場合にあっては電子調達システムの電子入札書に入力された金額に、紙入札による場合にあっては入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(4) 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札等は、無効とする。

(6) 入札日時等

ア 入札日時

平成23年3月16日（水）午前11時から同月23日（水）正午（郵便等による入札の場合にあっては、同月22日（火）午後5時）までとする。

イ 開札日時

平成23年3月23日（水）午後1時

ウ 場所

4の(1)の場所

4 問合せ先

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を、知事が指定する期日までに提出しなければならない。この場合においては、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかの場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部の提出を免除することがある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

本件入札の落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Parts of [Helicopter-camera] vibration-proofing device

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: Noon, March 11, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : Noon, March 23, 2011

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, March 22, 2011

(5) Contact point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashi-machi tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7788

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県防災情報システムテレメータ設備更新業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成23年12月16日まで

(4) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及び電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年3月7日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。
- (3) 平成23年2月25日（金）から同年4月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成23年2月25日（金）から同年4月13日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成13年2月25日から平成23年2月24日までの間に、国又は地方公共団体が発注した国土交通省テレメータ装置標準仕様書に準拠したテレメータ監視装置で、多重無線又は単信無線（これらの無線のうち、70メガヘルツ帯及び400メガヘルツ帯の公共用無線に限る。）を用いた通信設備の開発に関する業務を直接受託し、完遂した実績を有していること。
- (6) 電波法（昭和25年法律第131号）第44条に規定する無線従事者国家試験（電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第1号に掲げる第一級陸上特殊無線技士の試験に限る。）に合格した常勤の技術者を有すること。
- (7) 本業務を遂行できる主任技術者（当業務の技術的内容を統括する責任者をいう。）1名を配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当
電話 0857-26-7431又は7432
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp
- (2) 業務の仕様に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部河川課水防係
電話 0857-26-7386
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

平成23年2月25日(金)から同年3月18日(金)までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年2月25日(金)から同年3月17日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月18日(金)の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成23年4月6日(水)午前11時から同月13日(水)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(火)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成23年4月13日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年3月18日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)

第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required : Telemeter system renewal work for disaster prevention information system of tottori prefectural government , 1 set

(2) March 18, 2011 0:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 13, 2011 0:00 PM : Time-limit for submission of tenders

April 12, 2011 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of River Division, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7386

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月25日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

A重油JIS1種2号 750キロリットル

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成23年4月8日から平成24年3月31日まで

(4) 1回当たりの納入量

14キロリットル以上

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる物品に係る1キロリットル当たりの単価(10銭未満は切り捨てるものとする。以下「単価」という。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、単価に納入量乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年3月11日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年2月25日(金)から同年4月7日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271(内線2206)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は平成23年2月25日（金）から同年3月18日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/ddaspx?menuid=78429>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年2月25日（金）から同年3月18日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年4月7日（木）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）
鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年3月18日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成23年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 750kl

(2) Delivery period : From 8 April, 2011 through 31 March, 2012

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 18, March, 2011

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM 7, April, 2011

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 7, April, 2011

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271 ex. 2206